

## 専門職問題

国立公文書館は、公文書館における専門職員の養成及び資格制度について研究・討議を行うため、1989(平成元)年11月から有識者による、「公文書館における専門職員の養成及び資格制度に関する研究会」を設けて討議を重ねてきたが、1993年6月21日付で同研究会から『報告書』の提出を受けその内容を公開した(同研究会については『会報』23号の「ニュースと窓」欄参照)。

会員諸氏周知のごとく専門職問題は当会にとって最重要課題の一つであり、会としても先に専門職問題特別委員会を設置して報告書を世に問うている。

今回の国立公文書館『報告書』に対する会としての意見表明とは別に、今回は早速3名の会員に『報告書』をお読みいただき、それぞれの立場から感想をお寄せいただいた。

同『報告書』は全文が会誌『記録と史料』第4号に掲載されているので、当会の同問題報告書と併せて参照いただきたい。

同問題に関する、会員諸氏のご意見をお待ちしております。

### ■専門職問題1■

## 公文書館法の問題点を増幅した『報告書』

鈴江 英一

三十数年前、北海道では文書館の設立が、いまだ高嶺の花であった。その頃に、私は史料保存の仕事に携わりはじめた。そして八年前、ようやくして十番目の都道府県立文書館として北海道立文書館が誕生した。文書館の設立準備に関わるなかで、私はアーキビストの専門性とは何かを考えさせられることが、再三あった。抽象的な言い方にはなるが、誰が文書館を支えようとしているのか、また、何が個々のアーキビストを支えているのか、ということである。アーキビストは、たまたま文書館に配置されたことで生まれるものではない。アーキビストたらんとする人が配置されることで、文書館は生きて機能するのである。そのような体制を作ることこそが必要で、道立文書館の現在の課題もそこにある。

右の視点で、今回まとめられた公文書館における専門職員の養成及び資格制度に関する研究会の『報告書』を読むと、いくつかの問題点を指摘しないわけにはいかない。わが国におけるアーキビストの概念、業務内容、養成課程、資

格付与について、『報告書』が提起する諸点は、公文書館法が不十分に規定した条文の枠の中にとどまり、その問題点(私たちが法の影響を懸念して、将来に向けて改正が必要であるとしている諸点)をかえって増幅する役割を果たすのではないかと、私としては以下のごとく気懸かりである。

まず第一に、公文書館法の規定によると「専門職」というのは、「公文書等についての調査研究」に当たる職員となっており、各館にごく一握りの職員が配置されることで足りるとの考えに立っている。『報告書』では、専門職員の業務を調査研究分野にとどめず、整理、保存、利用普及、さらに文書館運営にまで拡大しており、この点は評価できる(特に館長も専門職である必要性を指摘しているのは重要である)。しかし、専門職員が行うそれぞれの業務の内容を見ると、「計画する」「指示を与える」「研究の中心的な担い手(になる)」「調査業務を担う」等々となっている。しかし各地の文書館には、管理職にも専門的職員が居り、同時に、第一線の実務、

例えば閲覧や整理に当たる職員にも専門的職員が居る。企画や管理・監督ポスト以外にも各段階に専門的職員が居り、またそのような職員の配置をなすことが、目下の必要とされている。『報告書』が提案する専門職員制度にすると、一握りのベテラン職員にこの資格を付与して、法の規定の幾分かを充たさせ、それで“こと終われり”となるのではなからうか。

第二に、右の懸念は、『報告書』が新しく専門職員となろうとする人の採用制度を担保していないことから裏付けられる。『報告書』によると、この専門職員養成の対象は、現職の地方公共団体の「公文書館等の職員」となっている。現職の文書館職員を専門職員として養成し、また現に活躍している職員にもアーキビストの資格を付与することは、急がれるべきで、国はその実施を遅滞なく果たさなければならない。しかし、『報告書』の提案が制度の内容を、現職者教育、現職者への資格付与に留め、新規採用制度について具体的に踏み込まなかったのは、なぜであろう。現職者に対してのみならば、経過措置として勤務態様や経験に見合った資格付与を行えば、足りることではなからうか。

全国の文書館が必要としているのは、既に文書館に勤務している職員が、その専門性を尊重されて、永くアーキビストとして勤務が出来るようにすることと同時に、アーキビストたらしめとする意欲的な人材を採用する道を拓くことであろう。『報告書』の提案が、アーキビストへの唯一の道であるとすれば、アーキビスト志望者にとっては、一般の採用試験を通過し地方公共団体の職員となってから、文書館に配置されるのを待つ以外に、「公文書館専門職員」となる道がないことになる。この提案では、アーキビストたらしめとする主体的な意志がなくとも、たまたま文書館に配置されたという職員に資格を付与する道を拓くことは出来ても、アーキビストたらしめとする志を持った人を、新たに採用する制度とはならないのではないか。

第三に、『報告書』Iの3が、望ましいアーキビスト像に触れている点についてである。そこで掲げられている行政的知見や事務能力、歴

史的感性や知識、研究能力などは、掛値なしにアーキビストに求められるべき知識・能力であろう。『報告書』は、それらをアーキビストの「資質」「素養」としているが、むしろ学問的「知識」として獲得すべきものとし、はっきりと位置づける必要があろう。そうであれば、養成課程を大学院相当に設定する意味合いがない。明晰で体系的な知識こそが、アーキビストの専門的姿勢を生み出すはずである。だから「特定の史観に拠らない歴史的感性」などというあいまいな文言は、不要である。個々のアーキビストに最も必要とされる(と私は思うのだが)主体的な使命感と研究意欲に水を差すことになりかねない、と思うからである。

第四に、公文書館法の不備を増幅するのではないか、と思われることの一つに、アーキビストの名称を、「公文書館専門職員」とした点がある。このような名称では、「公文書館」とは称していない「文書館」にも、「公文書館専門職員」が置かれることになり、各地の「文書館」では、相当、違和感を持つことになろう。或いは館の名称をやむなく文書館から公文書館に変えるところも出てくるかもしれない。地方の主体性が国の新しい制度によって、損なわれることが起らないであろうか。

加えて、各地の文書館が重要な業務としている「民間史料」(私文書)の保存、整理などが、この制度でどのようになるかという問題がある。この分野への言及が『報告書』では消極的であるのも気になるところである。各地の文書館では、「公文書館専門職員」のほかに、そこで欠落した業務を扱う専門職員を別に必要とする、という構図が生まれえないとは限らない。

第五に、資格付与の対象を現職者に限定したうえで、『報告書』は、資格付与機関を公文書館法の所管官庁である総理府に一元化することとしている。これは、最初に指摘したように、わが国におけるアーキビスト制度の全体を構築せず、法が不十分に規定した程度の専門職員の配置 — 配置対象を地方公共団体の文書館の、しかも一握りの職員に限定した — を考えることからくるものであろう。もし、アーキビスト

養成制度が、新たに文書館職員になろうとする人びとにも開かれた制度であろうとするならば、養成機関の一元化は、到底、発想されなかったはずである。

あわせて言うと、アーキビスト養成は、専ら現職者教育によって行うという大前提でありながら、再三、長期の実務研修が必要であるという。現職者であるならば、既に現場に必要な体験を経て来ているのであるから、あらためて長期の実習を行う必然性はないであろう。『報告書』は、このことへの論理的な説明を欠いてい

る、と言わざるを得ない。

以上、五点に亘って『報告書』の問題点を述べてみた。この『報告書』は、わが国のアーキビスト制度にとって、重要な歴史的文書となるものであろう。それだけに、当面の法の不備を繕うのではなく、法を発展させる内容であって欲しかった。果して法の限界を拡大する方向で提案することは、出来なかったのであろうか。研究会関係者の意見も聞きたい。(1993年7月23日)

(個人会員・国立史料館)